

令和6年3月19日（火）開催 総合事業の今後の方針・進め方についてに係る説明会 質疑及びそれに対する回答について

●訪問型従前相当サービス利用時の理由書などについて	
緩和型サービス A に対応している事業所名を教えてください。	(町内) 3 事業所 (町外) 6 事業所 事業所一覧は町ホームページに掲載します。 ※こちらの事業者一覧は、公表を了承いただいた事業所のみとなります。
指定事業所の一覧がほしい 訪問型サービス事業所がどこなのか公表してほしい	
緩和型サービス A に対応している事業所名を教えてください。	
既に、認定があるがサービス利用を行っていない人については、「新規」の扱いになるのか。また、中断していた人がサービスを再開する場合はどうするのか。	「認定があるが、サービス利用を行っていない人」「中断していた人」がサービスを利用する際は、令和6年度は「新規」扱いといたしません。 左記の方は、令和6年4月の理由書の対象者にはなりません。令和7年から新規申請だけでなく、更新申請も対象となるため、訪問サービスを利用する場合は理由書の対象者になります。
要支援者で身体介護が必要な場合は、区分変更申請での対応ではないのか？	利用者の状態で身体介護等が必要な場合で、現行相当サービスの利用が必要な時は理由書を提出していただきます。ただし、利用者の状態が悪化し、現在のサービス等で賄えなくなった場合については、区分変更が必要ではないかと考えます。 令和6年4月からは新規申請者で身体介護等が必要な方は、理由書の提出が必要な方になります。

●ふれあい元気教室・訪問アセスメント事業・窓口シートについて	
現在、通所型従前相当サービスを受けている人は、令和7年までに終了か？	令和8年から新規申請者で通所型従前相当サービスを利用する場合は、利用が必要であることを記入した理由書を提出していただければ、利用可能です。従前相当サービスが終了ということではありませんが、利用者の減少が見込まれます。
新規申請時の窓口シートについて、ケアマネが代行申請をする場合は、どうするのか？ 事前に聞き取り出来ず、まず申請をすることが多い。直接申請に行って頂く方がいいのか？	現在は介護保険課窓口では、本人及び家族が新規申請の手続きに来所した場合に実施しております。新規申請者の代行申請の場合は、本人から申請に至った理由（心身の状況など）の聞き取った上で申請にお越しくください。
サービス提供事業者の数と利用者（希望者）の数の均衡はとれているのか。	現在、町内の緩和型サービス事業所については、利用者が逼迫している状況ではないと把握しています。
新規申請時に窓口シートを提出することになりましたが、現在の更新申請用紙の裏面（介護保険訪問調査における事前情報）に盛り込んではどうでしょうか。 申請時の書類がどんどん増えていくため、見直しをご検討いただきたいと思います。	現在の窓口シートは、「新規申請者」が対象となります。代行申請の場合は、申請者の状況（心身の状況など）を把握し、窓口担当者が聞き取りができるようにしておいて下さい。 今後、ケアマネジャーに窓口シートの提出をお願いすることがある場合は、いただいたような工夫をしたいと思います。
訪問アセスメント事業は、よい事だと思いますが、果たしてどれだけの方がこの事業に該当されるのか。団塊の世帯の方がピークを迎える時に追いついていかないと思います。介護保険での負担は抑えられたとしても専門職にお支払いする費用が膨大になっていかないと懸念しています。	専門職へのお支払い費用をご心配していただいておりますが、支える側の減少や介護人材の不足のこともあり、自立支援・重度化防止の取り組みを推進するためには必要な事業と考えております。なお、本事業については、ケアマネジャーのアセスメント支援事業と考えており、活用を希望される方を中心に実施し、一定期間継続実施した後、効果等を検証したうえで、継続について判断していく予定です。

●その他	
訪問介護（要介護者）と総合事業の差について、サービス提供側の立場では、それぞれ同一の内容をするにも関わらず、単位数（売り上げ）が著しく違うとなれば、やりたくても経営的に総合事業をやれないという実態をサービス提供側から考えているのか。	緩和型サービスは、本町が実施する生活援助サービス従事者研修を修了した方を雇用し、生活支援（掃除や洗濯、調理等）中心のサービスであり、一方、現行相当サービスは専門職による身体介護が中心のサービスとなります。単価もそれに見合った設定としております。今後も緩和型サービスの従事者については、本町が実施する生活援助サービス従事者研修を実施し、サービスを担う人材育成に努めていきます。
令和6年度において、報酬単位の見直しはないのか？	介護予防・日常生活支援単位数サービスコード表については、令和6年4月施行版の国基準の単位を基に3市3町で現在検討中です。準備が出来次第、ホームページに掲載予定です。
サービス提供事業者の数と利用者（希望者）の数の均衡はとれているのか。	現在、町内の緩和型サービス事業所については、利用者が逼迫している状況ではないと把握していますが、今後、利用者増加に伴って提供事業者数も増加していくことを見込んでいます。
利用者の希望者はいるが、提供事業者が見つからないという声を聞くが提供事業者不足の原因は何だと考えているのか？（緩和型・従来型ともに）	担い手不足とこれまで本町としての考え方などについて、提供事業者はもとより、ケアマネジャー、住民の皆さんに周知できていなかったことが大きな要因だと考えています。
要支援認定者で、まず手すりや歩行器などの福祉用具を希望される方について、今まで通りの流れでよいのか。	変更はありませんが、IADL低下で手すりや福祉用具が必要であれば、訪問アセスメント事業を活用いただき、生活課題に応じたサービスの利用も検討していただければと思います。